

〈事業計画書の提出及び必要書類〉

【提出部数：1 部】

受付日：随時

順序	必 要 書 類	備 考
1	事業計画書	事業概要を明記すること
2	位置図	1/10,000 程度
3	案内図	1/2,500 程度
4	平面図	1/200 程度
5	立面図	1/100 程度
6	求積図	敷地の一部を利用する場合
7	土地登記簿謄本	写し可（3 か月以内に発行のもの） 登記情報提供サービスのプリントアウト可
8	公図	隣地地目及び所有者を記入すること
9	委任状	原本（代理人、委託業者などに申出を委任する場合）
10	現況写真	東西南北の境界が分かるよう複数方向から撮影すること
11	電気通信事業法認定書	写し可（認定電気通信事業者が農地転用許可不要の施設を設置する場合）

※必要に応じてその他資料を求める場合があります。

※事業計画書の受付をもって農用地区域除外に係る手続きは終了です。

〈問合せ〉

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 産業部 農政企画課 農政担当

電話：0565-34-6640

FAX：0565-33-8149

メール：nousin@city.toyota.aichi.jp